

秋田市立飯島小学校登下校用車両賃貸借経費仕様書

1 業務内容

本業務は、下新城小学区であった区域から秋田市立飯島小学校へ通学する児童が安全に登下校できるようにするため、運転手付きの貸切バス（マイクロバス、コミューター）を賃貸借するものである。

2 配車期間

配車期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

3 配車計画

配車計画は、運行日の前週の金曜日（金曜日が祝祭日の場合は、その前日）までに、秋田市立飯島小学校長（以下「校長」という。）又は校長が指名する者（以下「校長等」という。）が提示する配車要請に基づき、決定するものとする。

配車日の追加や取消し等の変更が生じる場合は、校長等と車両賃貸借相手先（以下「受託者」という。）が協議し、変更等を行うこととする。

次に掲げる学校の休業日は、運行を要しないものとする。ただし、休業日であっても校長が特に必要と認めた日は校長等と受託者が協議し運行するものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日および土曜日
- (3) 春季休業日 4月1日から4月5日までおよび3月23日から3月31日まで
- (4) 夏季休業日 7月20日から8月24日まで
- (5) 秋季休業日 10月の第2月曜日の直前の土曜日から同月の第2月曜日まで
- (6) 冬季休業日 12月26日から1月10日まで
- (7) 開校記念日 9月4日
- (8) その他、校長が特に休業を必要と認め教育委員会に届け出た日

4 配車時間

- (1) 登校時は、午前7時35分から午前8時5分までに、下新城小学区であった区域から秋田市立飯島小学校まで児童を送り届けるものとする。
- (2) 下校時は、原則として1回目の配車を午後2時30分から、2回目の配車を午後3時30分からとし、それぞれ秋田市立飯島小学校から下新城小学区であった区域まで児童を送り届ける。
- (3) 登校時又は下校時の配車時間に変更等が生じる場合は、校長等と受託者が事前に協議し、変更等を行うこととする。

なお、配車要請に基づき配車した日に、運行しない事態が生じた場合でも不測の事態に備えて待機するものとする。

5 運行ルートおよび利用人数

運行ルートは6ルート、利用人数（見込み）は計106人とし、契約完了後に指定する地番で乗車・降車させるものとする。

なお、各ルートの利用人数（令和9年度の見込み）は次のとおりである。

- (1) 片田・吉田ルート（コンピューター1台想定）
片田地区、吉田地区など 11人
- (2) 小友・青崎ルート（コンピューター1台想定）
小友地区、青崎地区など 11人
- (3) 岩城・笠岡ルート（コンピューター1台想定）
岩城地区、笠岡地区など 14人
- (4) 長岡ルート（マイクロバス1台想定）
長岡地区など 24人
- (5) 街道端西・琵琶沼ルート①（コンピューター1台想定）
街道端西地区、琵琶沼地区 8人
- (6) 街道端西・琵琶沼ルート②（マイクロバス2台想定）
街道端西地区、琵琶沼地区 38人

ただし、ルートの変更や利用人数に増減が生じた場合は、その都度校長等と受託者が協議する。

なお、その変更や増減は、確定した段階で、校長等より受託者に示すものとする。

また、利用者の意向により乗車しないときは、当日の運行開始時刻の30分前までに、受託者の指定する連絡先に利用者から連絡するものとする。

6 配車車両および台数について

1ルートにつき少なくとも1台を配車すること。

配車車両は、長岡ルート、街道端西・琵琶沼ルート②はマイクロバス、その他のルートはコンピューターを基本とするが、必要が生じた場合は乗車人数に応じた適切な車両に変更することができる。

また、往復運行や追加車両による複数車両の運行を認める。

ただし、いずれの場合においても、登校時は学校に到着する時刻を午前7時35分から午前8時5分の間とし、下校時は下校開始からおおむね40分以内に各地区へ到着するよう、安全かつ確実に送り届けなければならない。

なお、配車車両の左右前後に「秋田市教育委員会」と明記するほか、乗車定員が11人以上の車両によって運行する場合には、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第18条第7項に基づくスクールバス表示をすること（マグネット式等による脱着可。）。

7 受託者の義務

受託者は、業務の目的および内容を十分理解し、最高の技術をもって業務を履行しなければならない。

なお、不測の事態により、受託者の運行が困難となった場合に備えて、受託者は同程度の事業者を確保し、運行業務を代理させ、運行に支障を来さないよう対応するものとする。

(1) 管理者等の選任

受託者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の一般旅客自動車運送事業の許可をもって業務を遂行することとし、道路運送法第23条に基づく運行管理

者および道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条に基づく整備管理者、その他、乗合事業および貸切事業を行う場合と同程度の体制がとれるよう、必要とする者を選任し従事させるものとする。

(2) 運転者の労働時間等の適正管理

受託者は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）などの関係法令等を遵守し、もって適正運行に努めるものとする。

(3) 運行条件

緊急時における早急な対応策およびその連絡体制を確立する。

(4) 任意保険

対人、対物および搭乗者への保険対応は、受託者の責任において十分な保険に加入し対応するものとする。

なお、対人および対物においては、賠償責任保険加入額を無制限とすること。

また、搭乗者障害賠償保険については、最低1名2,000万円以上とし、本市に負担の及ばない十分な保険に加入すること。

(5) 運転者による乗降確認

運転者は児童の安全対策のため、名簿で児童の乗降を確認すること。

なお、下校時においては、車両ごとに児童昇降口にて学校職員から児童の引渡しを受け、車両まで引率すること（整備予定のバスロータリーにおいて、車両を安全に駐車および施錠できる場合に限る。）。

(6) 運転者による車内見回り

運転者は児童の安全対策のため、運行後に後部座席から目視で児童の不在を確認すること。

(7) アルコールチェックの実施

運転者は運転前後にアルコール検知器による酒気帯び確認を行うこと。

(8) 運転者の健康状態等の把握

運転者は1年に1回の定期健康診断を行うこと。

(9) 事故発生時の対応

事故等が発生した場合は、直ちに応急の措置をとるとともに、児童の救護及び安全確保を行ったうえで、警察へ通報した後、速やかに発注者に連絡し、事故報告を提出すること。

8 報告書の提出

(1) 受託者は運行開始の前年度末までに本業務で配車する車両情報（車名、車種、車両番号、乗車定員）を記載した報告書を提出すること。

(2) 受託者は、毎月の賃貸借完了後、「運行実績報告書」（様式1）および「業務完了報告書」を提出すること。